

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 桐生市役所本庁舎で使用する環境に配慮した電力調達
- (2) 需要場所 桐生市役所本庁舎
群馬県桐生市織姫町1番1号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式

- ① 供給電気方式 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ③ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- ④ 標準周波数 50Hz
- ⑤ 受電方式 1回線受電

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 500kW
- ② 予定使用電力量
予定年間使用電力量 774,232kWh

- (3) 契約期間

令和8年9月1日0:00 から 令和9年8月31日24:00 まで

ただし、契約満了の3ヶ月前までに発注者（以下「甲」という。）もしくは受注者（以下「乙」という。）の一方から相手方に対し、契約を終了させる旨の申し出がない限り、同一の条件で1年継続することとする。

- (4) 供給地点

対象建物の桐生市所有の開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

- (6) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

- (7) 力率

- ① 乙は、契約期間において月毎の平均力率により、力率割引又は割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引又は割増しを行う場合は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める供給約款の規定によるものとする。
- ② 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（力率が進相となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。

- ③ 平均力率の算定式は当該地域を管轄する一般電気事業者が定める供給約款の規定によるものとする。

(8) 電気料金の算定方法

- ① 電気料金は、月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
② 電気料金は、次の(ア)から(オ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

(イ) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

(ウ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所管する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(エ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、当該地域を所管する一般電気事業者が採用する市場価格調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{市場価格調整単価})$$

(オ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所管する一般電気事業者が定める供給約款の規定による。

(9) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月毎に契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

(10) 支払方法

乙は、その代金の請求を毎月行うこととし、甲は当該請求書が適法であると認められた場合は、請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

3 その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する桐生市役所本庁舎で使用する環境に配慮した電力の需給契約書において定める。
- (2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、甲から有効電力量等必要なデータ(30分ごとの電力使用量データ等)提供の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 契約締結後、桐生市環境に配慮した電力調達に係る基準第4条第4号に規定する特定電源割当証明書(様式第2号)及び非化石証書等の環境価値を証明する資料を提出すること。
- (4) 通信設備等
- ① 当該地域を管轄する一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信

装置その他付属設備(以下「通信設備等」という。)を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担とする。

② 通信設備等の取付位置は、甲と乙の協議の上、場所を選定し甲が提供する。

③ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(5) この仕様書に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。